

別添資料8

情報照会できる具体的な手続一覧 <健康保険組合>

「添付書類（例）」及び「情報連携開始に伴う変更点（想定）」に関しては現在検討中

調整中

情報照会できる具体的な手続一覧<健康保険組合>

※別添資料09の手続のうち、様式1にて「別表第二の主務省令に定める」とされている手続を抽出

#	個人番号が利用できる具体的な手続	区分	添付書類（例）	情報連携開始に伴う変更点（想定）
2	健康保険組合管掌健康保険の2以上事業所の選択の届出の確認	適用	なし	なし
5	健康保険組合管掌健康保険の被保険者資格取得の確認	適用	なし	なし
25	健康保険組合管掌健康保険の被保険者の資格喪失の届出の確認	適用	なし	次に国保へ加入する場合の「資格喪失証明書」の交付が不要 （国保側で資格取得時に情報照会が必
33	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定	適用	【退職に伴って扶養に入る（収入なし）場合】 ・離職票 等 【収入がある場合】 ・前年度の確定申告書 等 ※自営業者の場合 ・直近3ヶ月の給与明細 等 ※給与収入がある場合 ・年金振込通知 等 ※年金受給者の場合 【別居の場合】 ・住民票記載事項証明書 等	【退職に伴って扶養に入る（収入なし）場合】 ・なし（離職票等は紙書類の添付が必要） 【収入がある場合】 ・前年度の確定申告情報、年金受給額は情報照会可能 【別居の場合】 ・住民票記載事項証明書の添付が不要 ⇒情報提供NWS及び住基ネットで照会可
42	健康保険組合管掌健康保険の被保険者が介護保険第二号被保険者に該当しなくなったことの確認	適用	【国内に住所を有しない場合】 ・住民票除票（原本） 【適用除外施設の入所者】 ・入所、入院証明の写し	【国内に住所を有しない場合】 ・住民票除票は照会可能 【適用除外施設の入所者】 ・なし（入所、入院証明は紙書類の添付が必要）
44	健康保険組合管掌健康保険の被保険者が介護保険第二号被保険者に該当するに至ったことの確認	適用	【適用除外だった人が適用除外でなくなったとき】 ・住民登録された住民票（原本） ・退院証明の写し	【適用除外だった人が適用除外でなくなったとき】 ・住民票の添付が不要 ⇒情報提供NWS及び住基ネットで照会
49	健康保険組合任意継続被保険者の資格喪失の申出の確認	適用	※審査目的ではなく「現物の返却（回収）」が目的 ・被保険者証、高齢受給者証、限度額適用認定証等	なし
64	健康保険組合被保険者の高齢者受給者の一部負担割合の軽減の認定	適用	基準収入額適用申請時に必要な添付書類（例） ・（非）課税証明書 ・年金支払通知書 ・源泉徴収票 ・確定申告書及び収支内訳書 等	被保険者及び被扶養者（もしくは旧被扶養者）の所得を情報提供NWSで照会可能であれば、紙書類の添付が不要
67	健康保険組合被保険者の入院時食事療養費の支給決定	給付	・減額認定証をやむを得ず提示できなかった場合に、差額支給申請書を提出。その際に領収書の添付が必要。 ※所得状況に応じて、食事療養標準負担額を減額 ⇒事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付するのが基本（減額認定証を医療機関に提示すれば、減額された限度額までの負担にとどめることが可能）	なし（領収書は紙の添付が必要） ※限度額認定証の交付時の「非課税証明書」の添付は省略可

情報照会できる具体的な手続一覧<健康保険組合>

※別添資料09の手続のうち、様式1にて「別表第二の主務省令に定める」とされている手続を抽出

#	個人番号が利用できる具体的な手続	区分	添付書類（例）	情報連携開始に伴う変更点（想定）
70	健康保険組合被保険者の入院時生活療養費の支給決定	給付	※所得状況に応じて、生活療養標準負担額を減額 ⇒事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付するのが基本（減額認定証を医療機関に提示すれば、減額された限度額までの負担にとどめることが可能）	なし ※限度額認定証の交付時の「非課税証明書」の添付は省略可
81	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定	給付	【医療機関が発行する書類】 ・医師の証明（申請書に記入） 【事業主が提出する添付書類】 ・第1回目の申請については、その期間にかかる出勤簿（写）、賃金台帳（写）。欠勤控除が翌月以降になる場合は、欠勤控除が行なわれた月の賃金台帳（写）が必要 [2回目以降で一部でも報酬の支払があるとき、また申請期間が継続していない場合は、出勤簿（写）、賃金台帳（写）	なし （事業主、医療機関等が発行する紙書類の添付が必要）
84	健康保険組合被保険者の埋葬料の支給決定	給付	・死亡診断書(写し)又は埋葬・火葬許可証(写し) 但し、事業主の証明がある場合は不要 ・請求が埋葬費のときは葬儀に要した費用の領収書(原本)と領収書の内容が記載された内訳書(写し) ・被保険者が死亡の場合は「権利承継届」	なし （いずれも紙書類の添付が必要）
87	健康保険組合被保険者の出産育児一時金の支給決定	給付	・医療機関と取交した「直接支払制度を利用しない旨の合意書(写)」 ・「出産費用の領収・明細書(写)」 ・資格喪失後6か月以内に一時金を請求される場合、又は資格取得後6か月以内に一時金を請求される場合は、「不受理証明書」	添付書類の省略は不可 ⇒重複受給防止のために、一つ前に加入していた医療保険者に対して、出産育児一時金の支給有無を確認することができるようになる

情報照会できる具体的な手続一覧<健康保険組合>

※別添資料09の手続のうち、様式1にて「別表第二の主務省令に定める」とされている手続を抽出

#	個人番号が利用できる具体的な手続	区分	添付書類（例）	情報連携開始に伴う変更点（想定）
93	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整	給付	<p>【被保険者が提出する添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害厚生年金、障害手当金の給付を受けている方は、「厚生年金保険障害年金証書の写し、障害手当金決定通知書の写し又は、これに準ずる書類の写し」及び「その額と支給開始年月日を証明する書類の写し並びにその直近の額を証明する書類（年金振込通知書等）の写し」 ・老齢退職年金を受けている方は、「老齢退職年金の年金証書の写し又はこれに準ずる書類の写し」及び「その額と支給開始年月日を証明する書類の写し並びにその直近の額を証明する書類（年金額振込通知書等）の写し」 <p>※年金額に変更があった場合は、「年金額改定通知書」を提出</p> <p>【事業主が提出する添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回目の申請については、その期間にかかる出勤簿（写）、賃金台帳（写）。欠勤控除が翌月以降になる場合は、欠勤控除が行なわれた月の賃金台帳（写）が必要。2回目以降で一部でも報酬の支払があるとき、また申請期間が継続していない場合は、出勤簿（写）、賃金台帳（写） 	年金振込通知書等の写しは省略可
101	健康保険組合被保険者の家族埋葬料の支給決定	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡診断書(写し)又は埋葬・火葬許可証(写し) <p>但し、事業主の証明がある場合は不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求が埋葬費のときは葬儀に要した費用の領収書(原本)と領収書の内容が記載された内訳書(写し) ・被保険者が死亡の場合は「権利承継届」 	なし
104	健康保険組合被保険者の家族出産育児一時金の支給決定	給付	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関と取交した「直接支払制度を利用しない旨の合意書(写)」 ・「出産費用の領収・明細書(写)」 ・資格喪失後6か月以内に一時金を請求される場合、又は資格取得後6か月以内に一時金を請求される場合は、「不受理証明書」 	添付書類の省略は不可 ⇒重複受給防止のために、一つ前に加入していた医療保険者に対して、出産育児一時金の支給有無を確認することができるようになる
116	健康保険組合被保険者の限度額適用・標準負担額減額認定証の認定	適用	・非課税証明書	・非課税証明書の添付が不要 ⇒情報提供NWSで照会可能
119	健康保険組合被保険者の高額療養費の支給決定	給付	— 限度額適用認定証に基づいて、窓口負担を自己負担限度額としている	※限度額認定証の交付時の「非課税証明書」の添付は省略可（確認要）
122	健康保険組合被保険者の高額介護合算療養費の支給決定	給付	・自己負担額証明書（介護保険者にて発行）	自己負担額証明書は省略可
137	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認	適用		
140	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格喪失の確認	適用		
143	被扶養者が日雇特例被保険者として給付を受けたことによる支給額の調整	給付		
145	健康保険給付を受給する者が同一の事由により介護保険法等から給付を受けたことによる支給額の調整	給付		

情報照会できる具体的な手続一覧<健康保険組合>

※別添資料09の手続のうち、様式1にて「別表第二の主務省令に定める」とされている手続を抽出

#	個人番号が利用できる具体的な手続	区分	添付書類（例）	情報連携開始に伴う変更点（想定）
146	健康保険給付を受給する者が同一の事由により、国、都道府県、市町村等から公費負担による療養を受けたことによる支給額の調整	給付	・公費負担医療助成該当届 ・「医療証」「受給者証」等のコピー	省略可
148	特別療養給付の支給決定	給付		